

秋田県県北地区広域汚泥資源化事業

入札説明書

平成28年7月

秋 田 県

目次

1	入札に付する事項	1
1-1	事業名	1
1-2	事業の目的	1
1-3	事業概要	1
1-4	事業予定地	1
1-5	事業期間	2
2	担当部局	2
3	応募者の選定に関する事項	2
3-1	総合評価審査委員会の設置	3
3-2	落札者決定の手順	3
3-3	選定スケジュール（予定）	3
4	募集要項	4
4-1	募集要項の構成	4
4-2	募集要項（第一部）の公表	6
4-3	募集要項（第一部）に対する質問・回答	6
4-3-1	質問の受付及び回答スケジュール	6
4-3-2	質問の提出	6
4-3-3	質問に対する回答	7
4-4	募集要項（第二部）の送付	7
4-5	対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答	7
4-5-1	質問の受付及び回答スケジュール	7
4-5-2	質問の提出	7
4-5-3	質問に対する回答方法	7
5	応募者の参加資格要件	8
5-1	参加資格要件	8
5-2	参加資格の取り消し	11
6	資格審査	11
6-1	資格審査申請書類の提出	11
6-2	資格審査申請書類の構成	11
6-3	資格審査申請書類の提出方法	14
6-4	参加資格要件の確認方法	14
6-5	資格審査結果の通知	14
6-6	参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	15
7	対話の実施	15
7-1	対話の目的	15

7-2	対話の流れ.....	15
7-2-1	対話要領の公表.....	15
7-2-2	対話用資料の提出.....	15
7-2-3	対話の実施.....	15
7-2-4	質問の提出.....	16
7-2-5	質問に対する回答.....	16
8	入札書類の提出.....	16
8-1	入札及び開札.....	16
8-2	入札書類の構成.....	16
8-3	入札書類の提出方法.....	17
8-4	入札の辞退.....	18
8-5	入札の無効.....	18
8-6	入札にあたっての留意事項.....	18
8-7	入札書類の修正等の禁止.....	19
8-8	提案内容に関するプレゼンテーションの実施.....	19
9	本審査.....	20
9-1	基礎審査.....	20
9-2	総合評価の実施.....	20
9-3	提案内容の担保.....	21
9-4	落札者の決定及び公表.....	21
9-5	苦情の申立.....	21
10	予定価格.....	22
11	落札者決定後の手続.....	22
11-1	基本協定の締結.....	22
11-2	契約内容の協議.....	22
11-3	特別目的会社の設立.....	22
11-4	契約の締結.....	23
11-4-1	基本契約.....	23
11-4-2	工事請負契約.....	23
11-4-3	維持管理・運営委託契約.....	23
11-4-4	資源化物売買契約.....	23
11-4-5	副製造物等処理業務委託契約.....	23
11-5	交付金申請手続への協力.....	23
12	入札保証金.....	24
13	契約保証金.....	24
14	支払条件.....	25
14-1	設計・施工.....	25
14-2	維持管理・運営.....	25

14-3	資源化物の買取り.....	25
14-4	副製造物の処理.....	25
15	その他.....	25
15-1	費用負担.....	25
15-2	使用言語等.....	26
15-3	入札書類の取扱い・著作権.....	26
15-4	現地説明会.....	26
15-5	入札参加資格を得るための申請の方法.....	26

この入札説明書は、平成 28 年 7 月 19 日に公告した秋田県北地区広域汚泥資源化事業（以下「本事業」という。）に係る一般競争入札に関する説明書である。

1 入札に付する事項

1-1 事業名

秋田県北地区広域汚泥資源化事業

1-2 事業の目的

本事業は、県北地区の生活排水処理汚泥（下水、くみ取りし尿、浄化槽、農集排等）から資源化物を製造し、有価にて供給するものであり、継続的な汚泥処理形態を維持するとともに、資源化物を長期間、安定的に製造、供給することにより、循環型社会の構築に貢献することを目的とする。

1-3 事業概要

本事業は、米代川流域下水道大館処理センターで引渡される 3 市 3 町 1 組合（公共下水道：5 施設、流域下水道：2 施設、し尿処理：3 施設）から発生する脱水ケーキ等を原料として資源化物を製造し、長期間、安定的に供給するものであり、本施設的设计・施工及び維持管理・運営を DBO (Design Build Operate) 方式で行う。民間事業者は、事業期間中に製造した資源化物を全量買取り、資源化物の利用先を確保し、燃料利用若しくは、その他の利用用途に供する。

1-4 事業予定地

秋田県大館市川口字中川口 1（大館処理センター敷地内）

1-5 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

(1) 設計・施工期間

契約の締結（平成 29 年 6 月中）から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(2) 維持管理・運営期間

平成 32 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日までの 20 年間とする。

2 担当部局

本事業における担当部局は、以下のとおりとする。

担当部局	秋田県建設部下水道課
郵便番号	010-8570
住 所	秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
電 話	018-860-2462
F A X	018-860-3813
電子メール	gesuido@pref.akita.lg.jp

3 応募者の選定に関する事項

本事業を実施する民間事業者には、本施設の設計・施工及び維持管理・運営に関する技術やノウハウが求められる。従って、本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）の選定に当たっては、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

3-1 総合評価審査委員会の設置

秋田県（以下「本県」という。）は、本事業の応募者の選定を行うに当たり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するため、総合評価審査委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。

- 委員長 海田 輝之（岩手大学工学部社会環境工学科教授）
- 委員 佐藤 悟（秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授）
- 委員 増田 周平（秋田工業高等専門学校環境都市工学科准教授）
- 委員 木口 倫（秋田県立大学生物資源科学部生物環境科学科准教授）

応募者が、落札者決定前までに、総合評価審査委員会の委員に対し、自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は入札の参加資格を失うことがある。

3-2 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」を実施し、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）を対象として、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として対話を実施する。

対話の実施及び開札後、「本審査」として、基礎審査を実施した上で総合的な評価を行い、落札者を決定する。

3-3 選定スケジュール（予定）

応募者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

- (ア) 公告（募集要項（第一部）の公表） 平成28年7月19日
- (イ) 募集要項（資格審査関連のみ）に関する質問書の締切り 同年7月25日
- (ウ) 募集要項（資格審査関連のみ）に関する質問書に対する回答の公表 同年7月29日
- (エ) 募集要項（資格審査関連以外）に関する質問書、資格審査申請書類の受付締切り 同年8月3日
- (オ) 資格審査の結果の通知 同年8月24日

(カ)	募集要項（資格審査関連以外）に関する質問書に対する回答の公表	同年 8 月 24 日
(キ)	募集要項（第二部）の送付	同年 8 月 24 日
(ク)	対話資料の提出	同年 9 月 5 日
(ケ)	対話の実施	同年 9 月 12、13 日
(コ)	対話及び募集要項（第二部）に関する質問書の提出	同年 9 月 23 日
(カ)	対話及び募集要項（第二部）に関する質問書に対する回答の送付	同年 10 月 7 日
(シ)	入札書類の提出	同年 10 月 27 日
(ス)	提案内容に関するプレゼンテーションの実施	同年 11 月 7、8 日
(セ)	本審査	同年 12 月上旬
(ソ)	落札者の決定	同年 12 月中旬
(タ)	基本協定の締結	平成 29 年 1 月中
(チ)	特別目的会社の設立	同年 1 月中
(ツ)	契約協議	同年 2 月から同年 3 月 31 日まで
(テ)	各契約の締結（仮契約）	同年 3 月から同年 4 月 30 日まで
(ト)	契約締結	同年 6 月中
(ナ)	設計・施工業務着手	契約締結後速やかに
(ニ)	供用開始（運營業務開始）	平成 32 年 4 月 1 日
(ヌ)	契約終了	平成 52 年 3 月 31 日

4 募集要項

4-1 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。

また、これらの書類は、契約締結時に落札者を拘束する条件とする。

(1) 募集要項（第一部）

- ・ 入札説明書
- ・ 要求水準書（添付資料含む。）
- ・ 対話要領
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集（第一部）（様式第 1 号から 17 号まで）

以下に様式集（第一部）の項目を示す。

- 1) 募集要項（第一部）のうち資格審査に関する質問書（様式第 1 号）
- 2) 募集要項（第一部）のうち資格審査以外に関する質問書（様式第 2 号）
- 3) 入札参加表明書（様式第 3 号）
- 4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 4 号）
- 5) 構成企業一覧表（様式第 5 号）
- 6) 委任状（様式第 6 号）
- 7) 本施設の施工を行う者の実績（様式第 7 号）
- 8) 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者（様式第 8 号-1）
- 9) 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況（様式第 8 号-2）
- 10) 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績（様式第 9 号）
- 11) 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者（様式第 10 号）
- 12) 対話の申込書（様式第 11 号）
- 13) 対話用資料（様式第 12 号）
- 14) 対話及び募集要項（第二部）に関する質問書（様式第 13 号-1）
- 15) 対話及び募集要項（第二部）に関する質問書（様式第 13 号-2）
- 16) 資源化物有効利用の確約書（様式第 14 号）
- 17) 設計関連資料受領申込書兼誓約書（様式第 15 号）
- 18) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 16 号）
- 19) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 17 号）

(2) 募集要項（第二部）

・契約書（案）

（基本協定書案、基本契約書案、工事請負契約書案、維持管理・運営委託契約書案、資源化物売買契約書案、副製造物等処理業務委託契約案）

・様式集（第二部）（様式第 18 号から 25 号まで）

以下に様式集（第二部）の項目を示す。

- 1) 入札書（様式第 18 号-1）
- 2) 入札内訳書（様式第 18 号-2）
- 3) 技術資料（様式第 19 号-1）
- 4) 要求水準適合確認表（様式第 19 号-2）
- 5) 技術提案書（様式第 20 号）
- 6) 事業計画書（様式第 21 号）
- 7) 業務分担届出書（様式第 22 号）
- 8) 契約構造（様式第 23 号）
- 9) 委任状（様式第 24 号）
- 10) 入札辞退届（様式第 25 号）

4-2 募集要項（第一部）の公表

募集要項（第一部）の公表は、次のとおりとする。

(1) 公表日

平成 28 年 7 月 19 日（火）

(2) 公表方法

本県の公式 Web サイト「美の国あきたネット」において公表する。

(3) 設計関連資料の配布

本事業の設計関連資料（一般平面図〔CAD オリジナルデータ〕、土質調査資料〔平成 27 年度〕、測量成果簿〔平成 27 年度〕、竣工図〔土木関係、電気関係、場内整備関係〕、維持管理資料等）を CD-R 又は DVD-R により配付するので、希望する者は 2 項に示す担当部局に「設計関連資料受領申込書兼誓約書（様式第 15 号）」を持参し、平成 28 年 7 月 29 日（金）午後 5 時までに受領すること。

4-3 募集要項（第一部）に対する質問・回答

募集要項（第一部）に対する質問・回答は、以下のとおりとする。

4-3-1 質問の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

ア 平成 28 年 7 月 25 日（月）正午まで

（募集要項（第一部）のうち資格審査に関する事項）

イ 平成 28 年 8 月 3 日（水）正午まで

（資格審査以外の事項）

(2) 回答日

ア 平成 28 年 7 月 29 日（金）

（募集要項（第一部）のうち資格審査に関する事項）

イ 平成 28 年 8 月 24 日（水）

（資格審査以外の事項）

4-3-2 質問の提出

募集要項（第一部）に関する質問がある場合は、4-1 項に示す「募集要項（第一部）のうち資格審査に関する質問書（様式第 1 号）」と「募集要項（第一部）のうち資格審査以外に関する質問書（様式第 2 号）」の質問に分けて簡潔に記載し、2 項に示す担当部局に電子メールで提出すること。

4-3-3 質問に対する回答

募集要項（第一部）に関する質問に対する回答については、本県の公式 Web サイト「美の国あきたネット」において公表する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行い、全ての質問について回答するとは限らない。

4-4 募集要項（第二部）の送付

募集要項（第二部）は、平成 28 年 8 月 24 日（水）に入札参加有資格者を対象として送付する。

4-5 対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答

対話及び募集要項（第二部）に対する質問・回答は、入札参加有資格者を対象として実施する。

4-5-1 質問の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

平成 28 年 9 月 23 日（金）正午まで

(2) 回答日

平成 28 年 10 月 7 日（金）

4-5-2 質問の提出

対話及び募集要項（第二部）に関する質問がある場合は、「対話及び募集要項（第二部）に関する質問書（様式第 13 号-1、様式第 13 号-2）」に簡潔に記載し、2 項に示す担当部局に電子メールで提出すること。

4-5-3 質問に対する回答方法

対話及び募集要項（第二部）に関する質問に対する回答は、入札参加有資格者を対象として電子メールにより送付する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行い、全ての質問について回答するとは限らない。

5 応募者の参加資格要件

本県は、応募者の参加資格要件の確認を行うために資格審査を実施する。

なお、応募者は、3-3 項(エ)に示す資格審査申請書類の受付締切日までに、参加資格要件を全て満たしていること。ただし、秋田県一般競争入札参加資格審査の申請を平成 28 年 8 月 3 日正午までに行った者であって、平成 28 年 8 月 24 日までに秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載された者にあつては、資格審査申請書類の提出時に秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載されていたとみなす。

5-1 参加資格要件

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、本事業の維持管理・運營業務を実施するために設立する特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。）から構成すること。

イ 本事業を担う構成員及び協力会社から構成される団体（以下「構成企業」という。）は、以下の役割を担う企業（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む。以下同じ。）から構成すること。ただし、1 社が複数の役割を担うことを妨げない。

(ア) 本施設の設計・施工

(イ) 本施設の運営

(ウ) 本施設の維持管理

(エ) 資源化物の利活用

ウ 応募者にあつては、本施設の設計・施工を行う企業（共同企業体の場合にあつては、当該共同企業体の代表者）を代表となる企業（以下「代表企業」という。）として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。

エ 応募者は、本施設の設計・施工を行う「企業を構成員とし、その他の役割を担う企業を構成員又は協力会社として定めること。

オ 応募者は、応募に当たり、構成員及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上担う役割等を明らかにすること。

カ 構成員及び協力会社は、他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

キ 応募者は、他の応募者の構成員又は協力会社の関係会社に該当する企業を、構成企業を構成する企業とすることはできない。

なお、本入札説明書において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

ク 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ウ) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (エ) 直近事業年度の消費税、地方消費税及び秋田県税の滞納がないこと。
- (オ) 本事業に関するアドバイザー業務の受託者（地方共同法人日本下水道事業団及び株式会社東京設計事務所）及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

イ 本施設的设计・施工を行う企業は、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 共同企業体の場合の資格要件

共同企業体を構成する企業（以下「JV 構成員」という。）（代表者に限る。）が a から e まで及び g から l までに掲げる要件を、JV 構成員（代表者を除く。）が a から e まで、i 及び m に掲げる要件を満たしているほか、JV 構成員のいずれかが f に掲げる要件を全て満たしていること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業（水道施設工事業）の許可を受けていること。
- b 秋田県一般競争入札参加資格者名簿の水道施設工事に登載されていること。
- c 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成 6 年 9 月 13 日付け監-848）に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間に受けていないこと。
- d 社会保険に加入している者（適用除外事業所を除く）であること。
- e 構成員の出資比率については均等割の 10 分の 6 以上であること
- f 本施設的设计に関する建築担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- g 本施設的设计に関する管理技術者及び照査技術者として、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択部門を「下水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択部門を「下水道」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有する者を配置できること。
- h 本施設的设计に関する担当技術者として、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条に規定された資格を有する者を配置できること。
- i 水道施設工事業に係る建設業法施行規則（昭和 24 年度建設省令第 14 号）第 21 条の 3 により算出される直近の総合評定値が 1,150 点（共同企業体の代表者以外の構成員については 690 点）以上であること。

- j JV 構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が JV 構成員中最大であること。(代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評価値が高い者等、JV 構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者。)
- k 公告日の前日から起算して前 10 年以内の期間において、元請として完成、引渡しが完了した国内外における廃棄物に関する乾燥設備、炭化設備又は焼却設備（いずれも設備処理能力 15 トン／日以上に限る。）のいずれかにおける施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。）を有すること。
- l 監理技術者として、1 級土木施工管理技士又は技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（水道施設工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であって、直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者を平成 29 年 6 月 1 日以降専任で配置できること。
- m 主任技術者として、1 級土木施工管理技士又は技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）に合格した者のいずれかの資格を有する者であって、直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者を平成 29 年 6 月 1 日以降専任で配置できること。

(イ) 単独企業の場合の資格要件

(ア) a から d まで、f から i まで、k 及び l に掲げる要件を全て満たしていること。

上記(ア)に掲げる技術者については、本施設の設計・施工を行う企業（共同企業体の場合は JV 構成員）に所属するものに限る。ただし、(ア) f に掲げる技術者については、協力会社に所属する者に限り配置することを認める。

また、(ア) g に掲げる管理技術者と照査技術者を同一人とすることはできない。

なお、提案後の途中変更については、やむを得ない理由（死亡、退職、病気等）によるもののほかは認めない。

ウ 本施設の維持管理・運営を行う企業に関する参加資格要件

応募者のうち、本施設の維持管理・運営業務を行う企業は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 国内外における、廃棄物に関する乾燥設備、炭化設備及び焼却設備（いずれも設備処理能力 15 トン／日以上に限る。）のいずれかの運転管理業務の履行実績を有すること。

なお、履行実績（複数の企業での場合は代表者としてのものに限る。）は、1 年以上のものとする。

(イ) 総括する配置技術者(以下「総括責任者」という。)は、下水道法第 22 条に規定された資格を有する者とし、かつ、(ア)のいずれかの設備で総括責任者として 1 年以上の運転管理業務の履行実績を有する者を、平成 32 年 4 月 1 日以降専任で配置することが可能なこと。

エ 本施設で発生する資源化物の利活用を行う企業に関する参加資格要件

資源化物の有効利用を行う者が、特別目的会社に出資を行う場合は、構成員として入札参加表明書に企業名を明記すること。

また、応募者は、本施設で製造した資源化物の利活用を行う企業から、維持管理・運営期間に製造する資源化物の全量を有価で購入する確約を得ていること。

5-2 参加資格の取り消し

入札参加有資格者又は入札者が、3-3 項(7)に示す落札者の決定までの間に 5-1 項に示す入札参加資格要件に掲げる資格を欠いた場合は、直ちに口頭により、又は書面若しくは電磁的記録をもってその旨を入札参加有資格者又は入札者に通知し、参加資格を取り消す。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、応募手続を継続することができる。

- ・当該要件に掲げる資格を欠いた企業が、代表企業に該当しない場合。
- ・当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続の透明性、公平性を害さないと本県が認める場合。
- ・応募書類の受付締切日までの間に、当該要件に掲げる資格を欠いた企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で改めて応募者を構成した場合。

6 資格審査

6-1 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、5-1 項に示す参加資格要件に掲げる要件を全て満たすことを証明するため、資格審査申請書類を 2 項に示す担当部局に提出すること。

6-2 資格審査申請書類の構成

代表企業が提出する資格審査申請書類は、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加表明書（様式第 3 号）
- (2) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 4 号）
- (3) 構成企業一覧表（様式第 5 号）

- (4) 委任状（様式第 6 号）
- (5) 本施設の施工を行う者の実績（様式第 7 号）
- (6) 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者（様式第 8 号-1）
- (7) 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況（様式第 8 号-2）
- (8) 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績（様式第 9 号）
- (9) 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者（様式第 10 号）
- (10) 資源化物有効利用の確約書（様式第 14 号）
- (11) 印鑑証明書
- (12) 使用印鑑届（様式は任意）
- (13) 会社概要
- (14) 営業経歴書（様式は任意）
- (15) 納税証明書
- (16) 建設業許可通知書の写し（水道施設工事に関するもの）
- (17) 直近の総合評定値通知書の写し
- (18) 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体の場合）（様式第 16 号）
- (19) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（共同企業体の場合）（様式第 17 号）

<作成要領>

- (1) 入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書等は、次のアからテまでのとおり作成する。
 - ア 入札参加表明書（様式第 3 号）
 - イ 競争入札参加資格審査申請書（様式第 4 号）
 - ウ 構成企業一覧表（様式第 5 号）
 - エ 委任状（様式第 6 号）
各構成員及び協力会社の代表者から代表企業への委任状で、資格審査申請書類の提出日以前に作成されたものであること。
 - オ 本施設の施工を行う者の施工実績（様式第 7 号）
入札説明書 5-1 項 (2) イ(ア)k に掲げる工事の施工実績を 1 件以上記載すること。
 - カ 本施設の設計・施工を行う者の配置予定技術者（様式第 8 号-1）
入札説明書 5-1 項 (2) イ(ア)f、5-1 項 (2) イ(ア)g、5-1 項 (2) イ(ア)h、5-1 項 (2) イ(ア)l 又は 5-1 項 (2) イ(ア)m に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。
 - キ 本施設の施工を行う者の配置予定技術者の現況（様式第 8 号-2）
 - ク 本施設の維持管理・運営を行う者の業務履行実績（様式第 9 号）
入札説明書 5-1 項 (2) ウ(ア)に掲げる業務の履行実績を各 1 件以上記載すること。
 - ケ 本施設の維持管理・運営を行う者の配置予定技術者（様式第 10 号）
入札説明書 5-1 項 (2) ウ(イ)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の業務経験及び資格
 - コ 資源化物有効利用の確約書（様式第 14 号）

- サ 印鑑証明書
契約等に使用する実印が登録され、本入札説明書等の配布開始日以降に交付されたもの。
 - シ 使用印鑑届
実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。(様式は任意)
 - ス 会社概要
構成員及び協力会社全ての企業の最新のもの。
 - セ 営業経歴書
構成員及び協力会社全ての企業の最新のもの。(様式は任意)
 - ソ 納税証明書
構成員及び協力会社全ての企業について、消費税及び地方消費税にあつては「納税証明書(その3)」を、秋田県税にあつては、「県税の徴収金について滞納のないことの証明書」を提出すること(いずれも資格審査書類提出時点で発行から2週間以内のものに限る。)。なお、「県税の徴収金について滞納のないことの証明書」については本県の納税義務の有無に関係なく必ず提出すること。
 - タ 建設業許可通知書の写し
 - チ 直近の総合評定値通知書の写し
 - ツ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第16号)
 - テ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第17号)
なお、入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書等は、A4版で作成し、上記のアからテの順に綴り袋とじ(表と裏に代表者の割印)又は、ステープラーとじ(内側に代表者の割印)されたものを1部提出すること。
- (2) 入札参加表明書及び競争入札参加資格審査申請書の内容を証明するための資格確認資料を次のアからケに従い作成すること。
- ア 表紙(「資格確認資料」と明記し、事業名及び申請者(代表企業)名を記したもの。)(様式は任意)
 - イ 本施設的设计・施工を行う者の特定建設業許可を証明する書類
 - ウ 工事の施工実績等の内容を証明できる契約書、図面等の写し
なお、工事カルテの提出により施工実績等の内容を証明できるときは省略することができる。
また、施工実績の内容における施設規模等については、図面等の写しに施工範囲を着色により明示するとともに、競争入札参加資格審査申請書の工事諸元(処理能力、稼働実績、稼働日数)に記載した数値については、その根拠となる数値又は寸法及び計算書を添付すること。
工事の施工実績が、廃棄物に関する乾燥設備、炭化設備又は焼却設備のいずれかの実績であることを明確に示す資料を添付すること。
 - エ 配置予定技術者について、監理技術者及び主任技術者の資格を証明する資格者証、監理技術者講習修了証等の写しを提出すること。
 - オ 監理技術者及び主任技術者が本施設の建設を行う者と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し

- カ 配置予定技術者に手持ち工事がある場合は、当該工事に係る工事カルテ等の写しを添付すること。
- キ 維持管理・運営に係る配置予定技術者の運転経験を証明できる契約書、図面等の写し
配置予定技術者の運転経験のある施設が、廃棄物に関する乾燥設備、炭化設備又は焼却設備のいずれかの実績であることを明確に示す資料を添付すること。
配置予定技術者の運転経験の実績期間を証明する資料（発注機関による証明書類等）を添付すること。
- ク 維持管理・運営に係る配置予定技術者の資格を証明する資格者証、経歴書等の写し
- ケ 維持管理・運営に係る配置予定技術者が入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係）にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し。
資格確認資料はA4版で作成し、上記のアからケの順に綴りステープラーにて製本したものを1部提出すること。

6-3 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参又は郵送することとし、電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

- (1) 持参により提出する場合：平成28年7月19日（水）から同年8月3日（水）午後5時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 郵便により提出する場合：平成28年8月2日（火）午後4時を到達期限とする。

6-4 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

なお、5-1 項に示す参加資格要件に掲げる要件を全て満たすことが確認された応募者のみ、本審査を行う。

6-5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、平成28年8月24日（水）に書面により各代表企業へ郵便をもって通知する。

6-6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、本県に対して参加資格がないと認めた理由について、通知をした日の翌日から起算して5日以内（「秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）」第1条に掲げる日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
- (2) 本県は、説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 対話の実施

7-1 対話の目的

対話の目的は、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、入札参加有資格者の創意工夫の質の向上を図ることである。

7-2 対話の流れ

対話は、以下の流れで実施する。

なお、入札参加有資格者は必ず本県と対話を行うこと。

7-2-1 対話要領の公表

応募者に対し、募集要項(第一部)と同時に本県の公式Webサイト「美の国あきたネット」において公表する。対話要領において、本県から対話時に確認したい事項と当日の対話の時間配分等を提示する。

7-2-2 対話用資料の提出

入札参加有資格者は、対話要領を受領後、平成28年9月5日（月）正午までに2項に示す担当部に「対話の申込書（様式第11号）」、「対話用資料（様式第12号）」を電子メールで提出すること。

7-2-3 対話の実施

本県と入札参加有資格者は、対話用資料を基に、平成28年9月12日（月）、13日（火）に個別に対話を行う。

なお、個別の日時は、入札参加有資格者の数により調整し、別途電子メールにより通知する。

7-2-4 質問の提出

4-5-1 項 (1) 及び 4-5-2 項に規定するところによる。

7-2-5 質問に対する回答

4-5-1 項 (2) 及び 4-5-3 項に規定するところによる。

8 入札書類の提出

入札参加有資格者は、対話終了後、入札書類を提出すること。

8-1 入札及び開札

(1) 入札期間

平成 28 年 10 月 27 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 開札日時

平成 28 年 10 月 31 日 (月) 午前 10 時 (都合により変更する場合には、10 月 24 日 (月) までに連絡する。)

8-2 入札書類の構成

入札書類を提出する入札参加有資格者 (以下「入札者」という。) は、以下に掲げる入札書類を提出すること。

(1) 入札書 (様式第 18 号-1)

(2) 入札内訳書 (様式第 18 号-2)

(3) 技術資料 (様式第 19 号-1)

(4) 要求水準適合確認表 (様式第 19 号-2)

(5) 技術提案書 (様式第 20 号)

(6) 事業計画書 (様式第 21 号)

(7) 業務分担届出書 (様式第 22 号)

(8) 契約構造 (様式第 23 号)

(9) 入札保証金を納付した領収書の写し又は入札保証金納付免除規定に該当することが確認できる書類 (様式任意)

(10) 6-5 項に示す入札参加資格審査結果通知書の写し

8-3 入札書類の提出方法

入札書類の提出は、持参又は郵便によることとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

また、代理人が持参する場合は、「委任状（様式第 24 号）」を提出すること。

なお、本県は、入札書類の提出に対して受領書を交付する。

(1) 提出期限

持参により提出する場合：平成 28 年 10 月 27 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

郵便により提出する場合：平成 28 年 10 月 26 日（水）午後 4 時を到達期限とする。

(2) 提出場所：2 項に掲げる担当部局

(3) 提出部数：

ア 正本 1 部（添付書類(押印要)を含め、入札者名がわかるもの。)

イ 副本 15 部（添付書類(押印不要)を含め、正本から入札者名及び入札者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても入札者名が分かるような表現は行わないこと。)

ウ 入札書及び入札内訳書については正本のみ 1 部提出とし、封筒に入れ、実印又は使用印で封印し、入札書在中の旨を記載すること。併せて、本事業の事業名及び入札者名を記載して提出すること。

エ CD-R/RW 又は DVD-R/RW による電子データ 3 部

なお、CD-R/RW 又は DVD-R/RW には、入札書類の電子データを格納すること。また、CD-R/RW 又は DVD-R/RW への格納の条件は次のとおりとする。

(ア) CD-R/RW 又は DVD-R/RW : Windows フォーマット

(イ) 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、その指定に従い、指定のない説明文等は、Microsoft Office 2007 以降のバージョンとすること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。その他図面等は、PDF 形式とする。

(ウ) ウィルスチェック：CD-R/RW 又は DVD-R/RW は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

a ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。

b 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。

c 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

8-4 入札の辞退

入札者が入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「入札辞退届（様式第 25 号）」を 2 項に示す担当部局へ郵送又は持参すること。

8-5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者、その金額に不足のある者又は入札保証金納付免除が承認されなかった者のした入札
- (3) 開札日から落札決定の日までの間において、5-1 項(2)に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (4) 同一の入札において 2 以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) 入札内訳書を提出しなかった者のした入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8-6 入札にあたっての留意事項

入札に当たっては、入札者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」を遵守するとともに「入札参加にあたっての留意事項（平成 6 年 3 月 30 日監-1744）」に留意すること。

また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合、本県は、当該応募者を募集手続に参加させず、又は募集手続の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、募集手続の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期、又は取り止めることができる。

入札価格に係る留意事項を以下に示す。

(1) 入札の方法

契約の締結に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札価格の構成

入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。消費税及び地方消費税を含まない。）は、設計・施工業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まない。）と維持管理・運営委託業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まない。）を合計した金額である。

なお、維持管理・運営委託業務に係る対価には、資源化物売買及び副製造物等処理に係る費用を含むものとする。

(3) 入札価格の限度額

入札価格を構成する設計・施工業務に係る対価と維持管理・運営委託業務に係る対価の限度額は以下のとおりとする。

なお、設計・施工業務に係る対価及び維持管理・運営委託業務に係る対価は、それぞれ下記に示す限度額を超えることを認めない。

ア 入札価格を構成する設計・施工業務に係る対価の限度額	3,484,296,000 円
イ 入札価格を構成する維持管理・運営委託業務に係る対価の限度額	3,978,180,000 円

(4) 設計・施工業務に係る年度ごとの支払限度額

設計・施工に係る年度ごとの支払額は、次に掲げる限度額を予定している。

ア 平成 29 年度	340,000,000 円
イ 平成 30 年度	1,370,000,000 円
ウ 平成 31 年度	1,774,296,000 円

8-7 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、本県は入札書類に関して問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

8-8 提案内容に関するプレゼンテーションの実施

本県は、入札書類の審査に当たり、提案内容の確認のために入札者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

平成 28 年 11 月 7 日（月）、11 月 8 日（火）

(2) 実施内容

日時、場所、プレゼンテーションの内容等は、入札者に別途電子メールにより通知する。

9 本審査

9-1 基礎審査

本県は、「基礎審査」として、入札書類に記載された内容が以下に掲げる基礎的事項を満たしていることの審査を行う。

また、本県は、必要に応じて、入札者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場がある。

(1) 入札書類についての審査

- ア 必要な書類がそろっているか。
- イ 入札書類全体について、様式に従った内容となっているか。
- ウ 書類間で整合しているか。

(2) 提案内容と要求水準の適合性等の審査

- ア 全ての業務について、要求水準を満たしていることが確認できる提案があるか。
- イ 全ての業務について、契約書（案）に規定する内容を遵守していることが確認できる提案があるか。

9-2 総合評価の実施

総合評価では、以下に示す技術審査及び価格審査を基に、「落札者決定基準」に定める基準により総合評価点を算定し、入札者のうち最も高い点数の者を落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を定めるものとする（くじの日時及び場所については、別途指示する。）。

(1) 技術審査

技術審査では、「落札者決定基準」に基づき審査し、技術評価点を算定する。

(2) 価格審査

価格審査では、入札価格が予定価格以下のものを、「落札者決定基準」に定める価格評価算定式に基づき審査し、価格評価点を算定する。

なお、入札価格が予定価格を超える場合には失格とする。

9-3 提案内容の担保

落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後、落札者はこれを満たす責務を負う。

なお、技術提案の内容に係る責務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、落札者の責めにより当該責務が履行されない場合については、落札者の責において瑕疵の補修を行うものとする。

また、本県は、技術提案内容及び要求水準書に定める要件を満たしていない場合には、設計・施工費及び維持管理・運営委託費の減額を行うことができる。詳細については、工事請負契約書及び維持管理・運営委託契約書に示す。

9-4 落札者の決定及び公表

本県は、総合評価審査委員会の報告を受けて、入札審査委員会において、客観的に評価を行い、落札者を決定し通知する。この結果については、本県の公式 Web サイト「美の国あきたネット」により公表する。

なお、落札者の決定後、入札書類の記載内容に虚偽が認められた場合は、当該落札者の権利を無効とし、総合評価の上位の者から順に契約内容の協議を行うものとする。

なお、落札者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、本事業は落札者決定後、順次契約協議を行うことから、書面をもって契約締結の期限の延長を願い出ること。

9-5 苦情の申立

本事業の入札に参加しようとする者その他利害関係者が、入札に関し苦情を申し立てる場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 26 年 4 月 22 日 秋田県告示第 214 号）によるものとする。

10 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりである。

なお、低入札調査基準価格、最低制限価格は設定しない。

予定価格 7,462,476,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

11 落札者決定後の手続

11-1 基本協定の締結

本県と落札者は、契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

11-2 契約内容の協議

本県と落札者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、維持管理・運営委託契約、資源化物売買契約の締結に向け、契約内容について協議する。協議は、提案書の内容に応じて必然的に修正が必要となる部分の修正や、不明確な規定を明確にするために行うものであり、入札説明書に規定された内容及び条件の変更は行わない。

なお、落札者の決定から契約の締結までの期間において、落札者の事由により契約の締結に至らなかった場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当であると認められるときには、落札者との契約を解除し、総合評価の上位の者から順に契約内容の協議を行うものとする。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定に基づく随意契約とし、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により、落札金額の制限内でこれを行う。

11-3 特別目的会社の設立

落札者は、平成29年1月中に、本事業の維持管理・運営業務を実施するための特別目的会社（SPC）

を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として秋田県内に設立すること。

当該特別目的会社に出資する者は、契約が終了するまで、特別目的会社の株式を保有するものとし、本県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

11-4 契約の締結

11-4-1 基本契約

本県と落札者の構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び維持管理・運営）に関する不可分一体な契約として、基本契約を締結する。

11-4-2 工事請負契約

本県と工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

11-4-3 維持管理・運営委託契約

本県と特別目的会社は、本施設の維持管理・運営委託契約を締結する。

また、この契約の効力は、工事請負契約の仮契約が本契約となった時点をもって生じる。

11-4-4 資源化物売買契約

本県と特別目的会社は、本施設の資源化物売買契約を締結する。

また、この契約の効力は、工事請負契約の仮契約が本契約となった時点をもって生じる。

11-4-5 副製造物等処理業務委託契約

本県及び特別目的会社並びに処理業者は、本施設の副製造物等処理業務委託契約を締結する。

また、この契約の効力は、工事請負契約の仮契約が本契約となった時点をもって生じる。

11-5 交付金申請手続への協力

工事請負事業者は、本県が行う補助金、交付金等の申請手続等に協力すること。

また、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工において、関連資料等の作成を行うこと。

12 入札保証金

- (1) 入札参加有資格者は、入札書類提出の直前までに入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金を現金で納付する者は、入札日の 1 週間前までにその旨を担当部局に申し出し、担当部局より発行を受けた納入通知書により指定された納入場所へ納入しなければならない。
- (3) 入札保証金の納付は、入札書類提出の直前までに次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。なお、ウ及びエの担保の価値はその額面金額による。
 - ア 銀行振出小切手
 - イ 銀行保証小切手
 - ウ 国債
 - エ 秋田県債
 - オ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
 - カ 郵便貯金銀行の発行する為替証書
- (4) 郵便による入札保証金の納付については規則第 161 条による。
- (5) 上記(1)又は(3)にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 入札参加有資格者が保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札書類提出時に入札保証保険証券の原本を提出したとき。
 - イ 入札参加有資格者が過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められることを確認できる書類を入札書類提出時に提出し、承認されたとき。

13 契約保証金

規則第 177 条及び第 179 条に規定するところによる。ただし、規則第 178 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合は免除する。

14 支払条件

14-1 設計・施工

工事請負契約書（案）による。

14-2 維持管理・運営

維持管理・運営委託契約書（案）による。

14-3 資源化物の買取り

資源化物売買契約書（案）による。

14-4 副製造物の処理

副製造物等処理委託契約書（案）による。

15 その他

15-1 費用負担

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

15-2 使用言語等

本事業に関する対話以外の全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。
また、応募に関する書類、質問、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

15-3 入札書類の取扱い・著作権

入札に係る提出書類の著作権は、入札者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本県は、必要な範囲において公表を行うことができる。
また、本県に提出された資料は、秋田県情報公開条例により、公開することがある。

15-4 現地説明会

本事業の応募者を対象とした現地説明会は実施しない。
ただし、現地視察を希望する者は、事前に本県の許可を得た上で、現地視察を実施できる。現地視察を希望する者は、2項に示す担当部局に連絡すること。

15-5 入札参加資格を得るための申請の方法

5-1 項(2)イ(ア)に掲げる入札参加資格を得ていない者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、以下の部局へ提出すること。

入札参加資格者名簿に関する申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

秋田県建設部建設政策課建設業班

電話番号 018-860-2425